高知県職場環境改善等支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県職場環境改善等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業を推進するため、「医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業実施要綱」（令和８年２月 13 日付け医政発 0213 第 22 号厚生労働省医政局長通知）（以下「国実施要綱」という。）に基づき厚生労働省が選定した病院の開設者（以下「補助事業者」という。）が行う国実施要綱に基づく事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率）

第３条　前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、別表第１に定めるとおりとし、補助限度額は次に定めるところによるものとする。

（１）　別表第１の第１欄に定める基準額と同表の第２欄に定める補助対象経費の総支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）　前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第１の第３欄に定める補助率を乗じた額を補助する。ただし、1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請手続）

第４条　規則第３条第１項及び第２項の申請書及び関係書類の様式は、別記第１号様式によるものとする。

（補助金の交付の決定の通知）

第５条　知事は、規則第３条及び前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助の条件）

第６条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　補助事業の内容又は経費の配分等を変更する場合は、事前に別記第２号様式による変更申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。

（２）　補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（３）　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第２号様式により知事の承認を受けなければならないこと。

（４）　補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（５）　補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。

（６）　補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

（７） 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

（８） 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

（９） 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(10) 補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(11) 補助事業者は、１年目の計画終了時、２・３年目の計画途中及び３年目の計画終了時に、厚生労働大臣が別途定めるところにより、知事を通じて厚生労働大臣に業務効率化計画に関する報告書を提出し、その評価を受けること。

(12) 補助事業者は、県及び厚生労働省が行う、この補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならないこと。

（補助金の交付の決定の取消し）

第７条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときには、知事はその全部は一部の返還を求めることができる。補助事業者は知事からの請求に応じ補助金を返還しなければならない。

（１） 別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるとき

（２） 本要綱第６条の条件に違反したとき

（３） 本要綱第６条第 11 号により厚生労働大臣の評価を受け、当該評価において、成果が認められなかったとき

（実績報告等）

第８条 規則第 11 条第１項の実績報告書の様式は、別記第３号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の３月 15 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

２ 補助事業者は、第６条第９号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３ 補助事業者は、第６条第９号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第４号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（グリーン購入）

第９条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（県内発注）

第 10 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿

った県内発注に努めるものとする。

（情報の開示）

第11条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第12条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年11月８日から施行し、令和８年４月16日から適用する。

（失効期限等）

２　この要綱は、令和９年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条、第８条第３項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。